

災害時における連携協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における被災者支援のための連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に、被災者支援のため、連携協力の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力事項）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が行う業務は、災害等に起因して法的知見を要する事項全般の助言及び次に掲げる業務とする。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 第2条の規定による要請は、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。
- 3 乙が、災害等の状況に照らし、第1項の要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲乙協議の上、可能な限り協力をするものとする。
- 4 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（協力の実施）

第5条 乙が業務を実施するに際し、相談の場所、時間等の方法については、甲乙協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第6条 乙が業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

- 2 乙が業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必

要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに協力施報告書(様式第2号)により報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(日当等)

第9条 第3条に基づく活動に関する乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(平常時からの連携)

第11条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充させることを目的として、平常時から、情報交換、研鑽、模擬訓練及び講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(損害の補償)

第12条 甲の要請に基づく活動を行う際に、従事者が負傷し、疾病にかかり、又は亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの申出のないときは、期間満了の翌日からさらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する

令和4年(2022年) 4月 25日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元秀泰



乙 神戸市中央区橘通1-4-3

兵庫県弁護士会

会長 中上幹雄

